

相愛大学

改善報告書

令和 7 年 7 月 31 日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和 4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

- 人間発達学部子ども発達学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点については、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 2-1 について

昨今の少子化、社会情勢の変化等が影響し、多くの小規模大学では学生募集に苦慮している状況にある。

これまでの相愛大学の運営においては、現在の規模を維持することを念頭に各種改革を遂行してきたが、令和 6（2024）年度より学園ならびに大学の執行部体制を一新したうえで、今後の大学運営について中長期的な視野に立った議論を継続してきた。

その結果、子ども発達学科（現：子ども教育学科）においては、設置以降長年にわたり大阪の地で教員・保育者の養成を担ってきたが、昨今の募集状況と教員・保育者養成課程へのニーズの減少に鑑み、その役割は終えたと判断して令和 8（2026）年度より募集停止とする。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

※募集停止を判断したため資料割愛

相愛大学

改善報告書

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1 について

- 大学評議会及び教授会が、規則上又はその審議実態において「決議機関」と解される運用が散見し、大学運営における学長の最終的な意思決定が十分に担保されているとは言えないので、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：4-1 について

評価受審時の運営については、学則に基づき「学長が教授会の意見を聞くことが必要なものとしてものとして定める事項」を定めていたが、本項の指摘をうけ「教授会、大学評議会及び研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項」を新たに制定し、これに従い各会議を運営するとともに、教職員の意識改革を促すことで、現時点においては大学運営における学長の意思決定は担保された状況にある。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：4-1 の資料

- ・ 資料4-1-①「教授会、大学評議会及び研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項」

相愛大学

改善報告書

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

- 「学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程」において、私立学校法施行規則第4条の5にのっとりた役員の勤務形態に応じた区分ごとの報酬額を規定していないことについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：5-1 について

令和5（2023）年11月30日開催の評議員会・理事会において、役員の勤務形態に応じた区分ごとの報酬額を規定すべく「学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程」の改正を行い、現時点においては同規程に従い適切に運営されている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：5-1 の資料

- ・ 資料5-1-①「学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程」新旧対照表
- ・ 資料5-1-②「学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程」

相愛大学

改善報告書

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

- 理事会・評議員会の議事録について、原本を2部作成し保管していることについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：5-1 について

理事会・評議員会の議事録については、原本は1部のみ作成し保管する運用に変更しており、複本が必要な場合はコピーによりこれを作成し、これに複写であることが把握できるよう印を付す運用と改善している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

※運用による改善のため資料なし

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

- 大学の中期的な計画である「将来構想」の見直しに当たって、理事会で審議をしていないことについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：5-2 について

令和6（2024）年度以前についての経営体制は、組織上は無難に構築されていたものの、実質的には、当時の理事長・事務局長・学長室長など極少数で運営方針を定め遂行されていた感は否めない。そこで令和6年9月以降、その体制を徐々に再構築し、現在は新たなメンバーによる経営改善に向けてこれを推進できる体制に刷新することができたと考えている。

令和7（2025）年4月に選出された新たな理事長のもと、法人事務局の管理部門で中枢を担うメンバー（理事長、学長、事務局長、学長室長、総務部長、総務課長、財務課長、副学長、財務担当顧問（外部有識者））を新たに登用し、運営方針について情報共有する体制を整えている。

また『改正私立学校法』の施行に伴い、「学校法人相愛学園寄付行為」の見直しを行うとともに、理事会等の実質的な役割を改めて確認したところである。加えて監事も新たな人材を採用するに至り、今後は本学園が設置する各学校において、重要な方針を決定する際の理事会・評議員会の機能は担保された状況にある。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：5-2 の資料

- ・ 資料 5-2-① 「学校法人相愛学園寄附行為」新旧対照表
- ・ 資料 5-2-② 「学校法人相愛学園寄附行為」

相愛大学

改善報告書

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○ 大学の中期的な計画である「将来構想」の見直しに当たって、あらかじめ評議員会で意見を聴取していないことについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：5-3 について

従前の本学園の運営体制ならびに近年の改革状況については、5-2において既述の通りであり、今後は本学園が設置する各学校において、重要な方針を決定する際の理事会・評議員会の機能は担保された状況にある。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

※5-2-①・②と同内容のため割愛

令和7年7月31日

1. 大学名：相愛大学

2. 認証評価実施年度：令和4（2022）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

- 大学の意思決定に関する教学マネジメントや理事会及び評議員会の運営等について、適切な執行や運営が行われていない状況があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：6-3 について

教学マネジメントについて、本学では、3つのポリシーを定め公表しているが、3つのポリシーを一貫性のあるものとしてPDCAを回すしくみが明確に確立できていなかった。そのため、内部質保証に関する機能性は十分とはいえない状況であった。2024年度に、内部質保証のしくみの構築と継続的な運用について検討するワーキンググループを設置し、同年度末に学長宛てに答申した。答申内容に従い、2025年度から、3つのポリシーのPDCAを基盤とする教学マネジメントを進めている。PDCAを回す際の根拠となるデータについては、教学IR委員会で取りまとめている学修調査を主として用い、授業評価アンケート、学修成果など、学内で収集しているデータの有効活用を進めていく。

理事会及び評議員会については、評価項目5での回答の通り、学園の運営体制を大きく刷新し、監査機能も強化したところである。理事会では、定期的な執行状況報告を実施することになり、これまでのように単に教育課程変更を学則変更として審議するだけでなく、教学マネジメントに関する検討が実行できる体制となっている。評議員会の役割も明確に位置付けられ、内部質保証について機能する体制が構築できたと考える。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：6-3 の資料

- ・ 6-3-①令和5（2023）年度 第1回 教学委員会 議事録
- ・ 6-3-②令和6（2024）年度 第1回 教学IR委員会 議事録
- ・ 6-3-③自己点検・評価実施委員会_2024年度検討答申